

貨物軽自動車運送事業について



国土交通省

北陸信越運輸局

○届出のお問い合わせ先

〒381－8503 長野県長野市西和田1丁目35番4号

北陸信越運輸局長野運輸支局 輸送・監査部門(貨物担当) TEL:026-243-4603

貨物軽自動車運送事業とは

貨物軽自動車運送事業とは

●貨物軽自動車運送事業は、軽トラックを含む軽自動車または125cc以上のバイク(以下 軽自動車等)を使用して、有償で荷主の荷物を指定された場所へ運送する事業のことをいいます。
事業主は軽自動車で運べる荷物の運送依頼を受けて、その対価として報酬を受け取ることができます。
軽自動車等を使用して、有償で荷物を運送する業務は、すべて「貨物軽自動車運送事業」となります。
貨物軽自動車運送事業を始めるためには、**黒ナンバーの取得が最低条件**です。

▶ **運輸支局へ届出をした人だけが始められる事業です。**

個人事業主となるケースもある

●貨物軽自動車運送事業を個人で行う場合は個人事業主となります。万が一、配送中に怪我、交通事故を起こして仕事ができなくなったときは、収入がなくなってしまうリスクもあります。

▶ **日々の健康管理の重要性を認識し、安全運転を心がける**必要があります。

●個人事業主となる場合はガソリン代や車のメンテナンス費用がすべて自己負担となり、国民健康保険を始めとする社会保険料や、年金などの加入についても忘れてないようにしてください。

▶ **ご自身で管理しないといけないものを把握する必要があります。**

事業をはじめるとき

長野運輸支局へ
「貨物軽自動車運送事業経営届出書」
を提出する **【様式】【記載例】**

事業用自動車等連絡書の
発行を受ける

軽自動車検査協会で
手続きを行う

1. 事業計画の内容

○営業所

⇒ 営業活動及び運転者の管理を行う拠点。
自宅を営業所とすることも可能。

○事業用自動車

⇒ 用途が貨物であること。

○車庫

⇒ 営業所と併設。(併設できない場合は営業所から2km以内。)
1車両あたり8㎡以上が目安。

○休憩・睡眠施設

⇒ 乗務員が利用できる適切な施設を確保。
自宅を休憩・睡眠施設とすることも可能。

○運送約款

⇒ 「標準運送約款」と同一のものを設定することも可能。
独自の約款を使用する場合は作成した約款を添付。
利用者にわかりやすいよう営業所に掲示。

○管理体制

⇒ 過積載、過労運転の防止、常務前後の点呼、
乗務員に対する監督等の適正な運営のための体制。

○運賃・料金

⇒ 荷主に対して不当とならないように設定。
利用者にわかりやすいよう営業所に掲示。

⇒ 営業所、事業用自動車、車庫、休憩睡眠施設の使用権限が申請者にあること。

⇒ 車庫(土地・建物)が都市計画法等の関係法令に抵触しないことを、事前に市町村等にご確認ください。

2. 自動車の車体表示について

⇒ 自動車の両側面に氏名又は名称を表示しなければならない。(道路運送法第95条)
表示は、はっきりと消えないもので図のように表示してください。



事業計画に変更があったとき

○届出事項に変更があった場合には、運輸支局への届出が必要です。

自動車の台数を変えたい	増車	○車両の台数を増やしたい ※車庫の収容能力が不足する場合、収容能力変更の届出も同時に必要。	経営変更届出書 事業用自動車等連絡書 【様式】 【記載例】
	代替	○自動車を別な自動車と入れ替える（台数は±0） ※原則 旧車両と新車両の登録手続きを同一日に行うこと。	事業用連絡書（2枚） 【様式】 【記載例】
	減車	○車両の台数を減らしたい ○自家用（黄ナンバー）に戻したい ※事業用自動車が0台になる場合は廃止届出書が必要。	経営変更届出書 事業用自動車等連絡書 廃止届出書※ （※車両が0台になる場合のみ） 【様式】 【記載例】
変更		○住所、営業所の位置、車庫の位置が変わった（※） ○車庫の収容能力が変わった 等 ※県外へ変更の場合は、長野運輸支局への届出に加えて、変更先運輸支局への届出が別途必要。	経営変更届出書 【様式】 【記載例】

Q1	届出について、費用はかかりますか？
A1	届出について費用はかかりませんが、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります(詳しくは軽自動車検査協会までお訊ね下さい)。
Q2	何台から貨物軽自動車運送事業はできますか？
A2	1台から可能です。
Q3	現在5ナンバー(軽乗用)の車両を貨物軽自動車運送事業に使いたいのですができますか？
A3	乗用用途のままでは貨物軽自動車運送事業はできませんので、軽自動車検査協会に相談して構造変更を受けてください。
Q4	整備管理者を選任する必要はありますか？
Q4	1営業所につき車両を10台以上保有する場合は、選任が必要です。
Q5	届出してすぐ事業用自動車等連絡書(以下 連絡書)の発行はできますか？
A5	記載事項に問題無ければ、その場で連絡書を発行できます。届出を提出する際、混雑具合によりますが窓口での所要時間の目安は1者あたり5～10分程度です。
Q6	車検証のコピーを持っていく必要はありますか？
A6	車両番号や車台番号、年式、乗車人数、最大積載量が間違いなく記入できるならば、必ずしも車検証をお持ちいただくなくても結構です。
Q7	長野運輸支局輸送・監査部門への届出は運送事業者本人が行かなくてはならないのでしょうか？
A7	代理の方でも結構です。委任状等も不要です。

Q8 松本自動車検査登録事務所に届出することはできますか？

A8 検査登録事務所では受け付けておりません。

Q9 遠方なので郵送で対応してもらえますか？

A9 届出を郵送にて行う場合は、
①記載した届出用紙 2 部、連絡書等の添付書類 1 部
②返信用の住所を記載した封筒
③返信に必要な所定の額の切手
④提出者の連絡先を記入したメモ用紙等
以上を同封して下さい。
届出書類に誤りや記載漏れがあった場合は、受付することが出来ず返却することになりますので、
内容に誤りがないようご注意下さい。
また、返送まで1 週間から10 日ほどを要しますのでご注意下さい。

Q10 荷主(取引先)や銀行から「許可書・貨物軽自動車運送事業経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまいました。再発行はできますか？

A10 届出ですので許可書はありません。「届出書の控え」の再発行はできませんので、控えは大切に保管してください。代わりとして、貨物軽自動車運送事業経営届出がされていることの証明願があります。詳細は当部門までお問い合わせください。

Q11 連絡書の有効期限の1ヶ月を過ぎてしまったのですが、どうすればいいですか？

A11 原則は連絡書の発行から1ヶ月以内にお手続きください。やむを得ない理由で有効期限を超過してしまった場合は、当部門へ持参または郵送により期限延長手続きを受けてください。(郵送の場合は期限延長をしたい旨のメモ等をお願いします。)
(他県にて発行された連絡書につきましては、発行元の運輸支局までお問い合わせください。)